

# 共産党再要望項目一覧

平成30年度9月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>1. 鳥取県の障害者雇用については、省庁のように手帳等で確認せずに採用したことはなかったとのことであるが、既に採用されている職員が障害をおった場合は確認していないとのことである。きちんと確認すべきである。同時に、精神障害の場合は手帳を持ちたくないと考える方もあったり、発達障害など手帳に結びつかない場合もあったりするが、こうした障害特性に合わせた確認のあり方を検討し、障害者の雇用促進に結びつけること。</p>	<p>本県では、従来から障害者手帳を取得しているとの職員本人の申告に基づいて、障害者雇用率を算定しており、担当者の判断で障がいのない方を障がい者として取り扱うようなことは行っていない。今年度の障害者雇用率の算定にあたっては、国からの通知を踏まえ、採用後に障害者手帳を取得した者についても、手帳の原本又は写しを確認したところであり、今後は、国のガイドラインに沿って、障がい者御本人のプライバシーに配慮しながら障害者手帳の取得に係る確認を行う。</p> <p>また、平成29年度からは、身体障がい者に加えて、精神障がい者及び知的障がい者を正職員として採用しており、引き続き障がい者雇用を進めていくとともに、手帳を取得していないケースも含め、個々の特性に応じた支援を通じて、障がいがある方についても働きやすい職場づくりを行っていくこととしている。</p>
<p>2. 障害者の就労支援事業所の報酬制度が、月額工賃でランクわけされることになり、報酬が減り、運営が困難になっている。運営基盤そのものを支える報酬制度に改善するよう国に求め、県独自の支援も検討すること。また障害者の工賃額上昇も頭打ちとなり、低工賃のままの方もあるので、県独自に工賃補助をすること。</p>	<p>就労継続支援事業所の意見等も踏まえ、国に対しては、工賃以外の評価基準も考慮した報酬算定とするよう要望を行っている。また、県独自の支援として、中小企業診断士の派遣、無利子融資、新商品開発補助などの運営面の支援を行っている。</p> <p>工賃は、就労系障がい福祉サービス事業所において障がいがある方が製作された物品の販売、サービスの提供等により得られた利益をもとに支給されるものであることから、工賃を補填するような補助は考えていない。</p>
<p>3. 教育関係 ①軽度発達障害や情緒障害単一の子どもたちが特別支援学校で適切な教育が受けられるよう、学校教育法に位置づけることを、国に求めること。</p>	<p>軽度発達障がいや情緒障がい単一の子どもたちは、小中学校の通常学級に在籍しながら通級指導教室による教育を受けたり、特別支援学級に在籍したりして障がいの改善・克服を図る教育を受けている。</p> <p>県では、インクルーシブ教育システムの構築を進めており、必要な支援を受けながら小中学校や高等学校を学びの場とすることが、軽度発達障がいや情緒障がい単一の子どもたちの発達に良いと考えているので、国への要望は考えていない。</p>
<p>②市町村の「適応指導教室」への財政支援をすること。</p>	<p>各市町村の「適応指導教室」(教育支援センター)の設置については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、市町村の業務であると整理しており、県からの財政支援は考えていない。</p> <p>県では、大山青年の家や船上山少年自然の家が企画する不登校児童生徒を対象とした行事を活用していただいたり、指導員のスキルアップのために教育センターが行う研修の聴講や、いじめ・不登校総合対策センターの教育相談窓口を活用していただいたりすることで教育支援センターの運営に協力している。また、教育支援センター連絡協議会を開催し、各教育支援センターの連携に努めている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③「通級指導教室」を増やすこと。高校は現状の2校以外にも設置すること。</p>	<p>通級指導教室については、国が平成29年度から措置する基礎定数化に加え、現状を踏まえた加配措置の要求を行っているところであり、昨年度から小学校で2学級、中学校で1学級増加するなど、少しずつ必要な定数を増やしてきているところである。引き続き、市町村からの要望を踏まえて、国に要望していきたい。</p> <p>高等学校については、平成30年度に、通級指導を行う学校を2校設置するとともに、通級指導についての調査・研究を行う学校を2校指定している。今後も生徒の実態や生徒・保護者・社会のニーズ、人的措置に係る国の動向等を踏まえながら、県としての対応を考えたい。</p>
<p>④特別支援学校の重複障害の学級の教員配置を厚くすること。単一障害学級定員を6名から5名にすること。</p>	<p>特別支援学校においては、国の学級編制基準に準じて教員を配置しているが、指導にあたっては、チームティーチングなど1学級複数の教員で指導・支援を行っているため、学級編制基準の引下げは考えていない。</p>
<p>⑤小中学校の特別支援学級の学級定員を7名から6名にすること。追加職員配置も行われているが、複式でやっている学校もあるようであり、実態調査をし、事情も考慮しながら、複式学級にならないように手立てをうつこと。</p>	<p>公立小・中学校の特別支援学級の学級編制基準については、国の基準である1学級あたりの児童・生徒数8人を、鳥取県では7人としているところである。</p> <p>また、3以上の学年で構成されている特別支援学級を有する学校に対しては、非常勤講師を配置し、児童生徒の学習の充実を図っているところであり、更なる学級編制基準の引下げなどについては考えていない。</p>